

伊達市における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年6月30日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、原子力災害現地対策本部、福島県及び伊達市による協議を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、本日、伊達市に通知いたしました。

今後、伊達市は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

また、原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

伊達市霊山町上小国の一部	30地点（32世帯）
伊達市霊山町下小国の一部	49地点（54世帯）
伊達市霊山町石田の一部	19地点（21世帯）
伊達市月舘町月舘の一部	6地点（6世帯）

以上